

盛岡市市有建築物におけるアスベスト対策要綱

(平成17年11月14日市長決裁)

(趣旨)

第1 この要綱は、アスベストの飛散を防止し、良好な室内環境及び大気環境の保持を図るため、盛岡市アスベスト対策基本方針(平成17年11月14日市長決裁)第3第2号ア(ア)の規定に基づき、市有建築物に使用されている吹付けアスベスト及びアスベスト含有建材(以下「吹付けアスベスト等」という。)の管理、除去等の飛散防止対策に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市有建築物 市が所有し、又は管理するすべての建築物をいう。
- (2) 吹付けアスベスト 防音、耐火等を目的として、建築物の壁、柱、天井等に吹付けられた吹付け材のうち、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するものをいう。
- (3) アスベスト含有建材 建築物に使用されている建材のうち、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するものをいう。
- (4) 除去 吹付けアスベストを建築物の壁、柱、天井等からはく離し、撤去する工法をいう。
- (5) 封じ込め 吹付けアスベストを表面固化処理又は浸透固化処理により固定する工法をいう。
- (6) 囲い込み 吹付けアスベストを非石綿建材等で囲う工法をいう。

(アスベスト総括管理者)

第3 市有建築物における吹付けアスベスト等の総括的な管理を行わせるため、アスベスト総括管理者を置き、環境部環境企画課長をもって充てる。

2 アスベスト総括管理者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 吹付けアスベスト等の調査及び飛散防止対策の総括に関すること。
- (2) 吹付けアスベスト等の飛散防止対策及び維持管理に関する指導及び啓発に関すること。
- (3) 吹付けアスベスト等の調査結果、飛散防止対策及び維持管理に関する記録の整備に関すること。
- (4) 盛岡市アスベスト問題関係課長会議に関すること。
- (5) 国、岩手県その他の関係機関との連絡調整及び連携に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、適正なアスベスト管理の実施に関すること。

(アスベスト管理者)

第4 市有建築物における吹付けアスベスト等の管理を行わせるため、アスベスト管理者を置き、市有建築物を所管する課等の長をもって充てる。

2 アスベスト管理者は、所管する市有建築物(以下「管理施設」という。)に関し、次の業務を行うものとする。

- (1) 吹付けアスベスト等の使用状況の調査に関すること。
- (2) 吹付けアスベスト等の飛散防止対策の実施に関すること。
- (3) 吹付けアスベスト等の維持管理に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、アスベスト飛散防止に関する管理上必要な業務
(吹付けアスベスト等を有する管理施設の対応)

第5 アスベスト管理者は、第4第2項第1号の調査の結果、管理施設に吹付けアスベスト等を確認した場合は、表面の状態及び施工場所の使用状況を調査し、別に定める吹付けアスベスト等対策ガイドラインにより、対策をとるものとする。

- 2 前項の対策の決定にあたっては、アスベスト総括管理者及びアスベスト総括管理者が指定する者で構成する検討会の意見を求めるものとする。
(吹付けアスベストの調査)

第6 アスベスト管理者は、設計図書等の関係図面及び目視等による調査を行い、吹付けアスベストの把握に努めるものとする。

- 2 アスベスト管理者は、アスベストが含まれるおそれのある吹付け材を確認した場合は、アスベストの含有調査を行うものとする。
(吹付けアスベストの飛散防止対策)

第7 第4第2項第2号の飛散防止対策を吹付けアスベストについて行う場合は、次に定めるところによる。

- (1) 吹付け材の表面の状態及び施工場所の使用状況を勘案して適切な工法を選択し、公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)に準拠し、管理施設の周辺環境及び利用実態等を考慮して仕様を決定するものとする。
- (2) 吹付けアスベストの除去を行う場合で、除去後に耐火、防音等の機能を補う必要があるときは、消防法等の関係法令に留意して対策をとるものとする。
- (3) 管理施設の周辺環境及び利用者等に影響を及ぼすおそれのある吹付けアスベストの除去等の場合は、看板掲示等の方法により、あらかじめ、作業内容を市民に周知するものとする。

(吹付けアスベストの維持管理)

第8 第4第2項第3号の維持管理を吹付けアスベストについて行う場合は、次に定めるところによる。

- (1) 封じ込め又は囲い込みを実施した吹付けアスベスト 封じ込め又は囲い込みの対策を実施した場合は、その施工記録等の情報を設計図書等と合わせて保存するとともに、施工後おおむね年1回、施工場所を点検し、記録することとし、その結果、破損箇所を確認した場合は、速やかに補修その他飛散防止に必要な措置を行うものとする。
- (2) 対策が未実施の吹付けアスベスト 吹付けアスベストの使用されている管理施設において利用頻度の高い場所についてはおおむね月1回、それ以外の場所については6月に1回、吹付け

材の表面の状態及び施工場所の使用状況等を定期的に点検し、かつ、記録することとし、点検により軽微な損傷を確認した場合は、速やかに補修その他飛散防止に必要な措置を行うものとする。この場合において、点検により飛散のおそれがあることを確認したときは、第5により再度対策をとるものとする。

(アスベスト含有建材の調査)

第9 アスベスト管理者は、第6のほか、設計図書等の関係図面及び目視等による調査を行い、アスベスト含有建材の把握に努めるものとする。

2 アスベスト管理者は、アスベスト含有建材のうち、保温材、耐火被覆材等アスベスト飛散の可能性が高いとされているものについては、十分に点検を行うものとする。

(アスベスト含有建材の飛散防止対策)

第10 第4第2項第2号の飛散防止対策のうち、アスベスト含有建材を使用する管理施設の解体又は補修等に伴って実施するもの場合は、次に定めるところによる。

(1) 施工業者に対し、建築物に使用されているアスベスト含有建材に関する情報を提供するものとする。

(2) 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)に準拠し、管理施設の周辺環境及び利用実態等を考慮して仕様を決定するものとする。

(3) 管理施設の周辺環境及び利用者等に影響を及ぼすおそれのあるアスベスト含有建材の解体又は補修等を行う場合は、看板掲示等の方法により、あらかじめ、作業内容を市民に周知するものとする。

(アスベスト含有建材の維持管理)

第11 第4第2項第3号の維持管理をアスベスト含有建材について行う場合は、おおむね年1回、施工場所を点検し、記録するとともに、点検により飛散のおそれがあることを確認したときは、第5により再度対策をとるものとする。

(関係法令等の遵守)

第12 アスベスト総括管理者及びアスベスト管理者は、吹付けアスベスト等の使用されている管理施設の維持管理、除去等の対策及びその対策後の廃棄物処理にあたっては、この要綱に定めるほか、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の関係法令を遵守し、適正に行わなければならない。

(実施期日)

第13 この要綱は、平成18年10月1日から実施する。